

平成 29 年度 第 2 回 石狩市総合教育会議 会議録

1. 日 時 平成 29 年 11 月 30 日（木）14：30 ～ 15：30
2. 場 所 石狩市役所 3 階 庁議室
3. 出 席 者 6 名（全員）

総合教育会議構成メンバー

役 職	氏 名
石狩市長	田岡 克介
教育委員（教育長職務代理者）	門馬 富士子
教育委員	松尾 拓也
教育委員	山本 由美子
教育委員	永山 隆繁
教育長	鎌田 英暢

4. 事務局等 事務局

部 局	役職	氏 名
企画経済部	部長	小鷹 雅晴
企画経済部政策担当	参事	佐々木 一真
	主査	片山 宗士
	主任	中川 陽子
	主任	市川 樹一朗

出席職員

部 局	役職	氏 名
生涯学習部	部長	佐々木 隆哉
	次長（教育指導担当）	松井 卓
	次長（社会教育担当）	東 信也
	参事（指導担当）	照山 秀一
生涯学習部総務企画課	課長	安崎 克仁
	主幹	松永 実
	主査	古屋 昇一
生涯学習部学校教育課	課長	佐々木 宏嘉
教育支援センター	センター長	開発 克久
保健福祉部	部長	三国 義達
保健福祉部こども相談センター	センター長	上ヶ嶋 浩幸
	主査	川畑 昌博

5. 傍 聴 者 2 名

6. 協議事項

- ① 開 会
- ② 石狩市いじめ防止基本方針の改定について
- ③ 平成 30 年度からの土曜授業の実施について
- ④ 学校閉庁日の設定について
- ⑤ その他

7. 協議内容の記録（経過、質疑・意見）

（開 会）

- 【小 鷹 部 長】 ・開会の宣言
・配布資料の確認
- ① 会議次第
 - ② 石狩市いじめ防止基本方針の改定について（資料①、②、③）
 - ③ 平成 30 年度からの「土曜授業」の実施について
 - ・本会議は、石狩市総合教育会議会則第 4 条に基づき、公開とする。
 - ・議事録は、作成後ホームページにて公表する。
 - ・議事録署名は、山本委員に依頼する。

最初に、協議事項の 1「石狩市いじめ防止基本方針の改定」について、生涯学習部より資料が提出されているので、説明を願う。

- 【開発センター長】 それでは、資料 1「石狩市いじめ防止基本方針の改定について」を説明する。

石狩市ではこれまで学校、関係機関等と連携しながら、平成 26 年度策定の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止・早期発見・解消に努めてきた。この方針では、「3 年毎に必要な応じ見直す」と規定されているほか、3 月に国の「いじめ防止基本方針」が改正されたこと等を踏まえ、いじめを取り巻く状況の変化に的確に対応するため、「石狩市いじめ防止基本方針」を全面改定する。

今回の改定の主なポイントを 5 点資料①に示している。まず、「いじめの定義・いじめの解消の明確化」について、「いじめ」とは法律によると、「当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が、心理的または物理的な影響を与える行為で、その行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。今回の国の改定方針により、いじめの定義が従来は「けんかを除く」とされていたものが、ふざけ合いであっても児童・生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断することになった。いじめの解消に関し

ては、国の改定方針に2つの要件が示された。一つは、「いじめに関する行為が3カ月止んでいること」、もう一つは、「被害の受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと」である。「石狩市いじめ防止基本方針」にこれらを盛り込んでいる。

2番目に、「いじめ防止対策組織の設置」について、2つの組織を今年度内に設置予定である。一つは、「いじめ問題対策連絡協議会」である。現在「いじめ問題対策協議会」があるが、これを条例化して格上げるもので、いじめ防止に関する対策や取組み内容について、関係機関・団体が情報を共有・協議する組織である。もう一つは、「いじめ問題調査委員会」である。法が定める重大事態、具体的には自殺の疑いがある事案、あるいはいじめを原因として相当期間不登校状態にある事案などが発生した際に、事実関係を明確にし、その調査結果を市長に報告するための組織である。

3番目に、「学校の組織的対応の強化」について、現在でも法に基づき学校の管理職や主幹教諭、養護教諭といったメンバーでいじめ防止等の対策のための校内組織が置かれているが、教職員が一人でいじめを抱え込まずに、チーム学校としていじめ事案に向き合うとともに、スクールカウンセラー等の専門的知見を活用しながらいじめの解消に努めることを盛り込んでいる。

4番目に、「家庭や地域との連携強化」について、いじめの解消やいじめを発見した場合には、学校だけでは対応し切れない現状がある。家庭、町内会等を始めとした地域に対して、学校が取り組むいじめ対策の情報を発信するなどして、関係機関との連携強化を図ることの重要性を盛り込んでいる。

5番目に、「重大事態時への備え」についてであり、今回の改定案で大事なポイントになっている。国の重大事態に関するガイドライン等に則って対応することを、改定案の中で具体化している。

なお、改定に係るスケジュールについて、資料記載のとおりである。平成29年7月に、定例教育委員会会議で基本方針の改定予定を報告した。総合教育会議でも8月に改定予定である旨を報告している。改定素案については、8月にいじめ問題対策協議会で協議・意見聴取を行い、9月の定例教育委員会会議で改定案を報告している。改定案に対してのパブリック・コメントを本日11月30日まで実施しており、議会等での取り組み状況を報告している。来月以降、改定案について定例教育委員会会議で可決し、年明けに建設文教常任委員会で改定方針を報告し、2月にいじめ問題対策協議会・総合教育会議で改定方針を報告するというスケジュールを予定している。

以上で資料1の説明は終了する。

引き続き、資料 2 の説明を行う。

改定案は 18 ページからなる。資料では、「市・教育委員会が実施する施策」と「学校が実施すべき施策」として整理し、また、それぞれの「施策」を「組織に関すること」、「未然防止・早期発見に関すること」、「いじめの対応等に関すること」としてグループ分けしたものである。加えて、資料下「重大事態への対処」として、法律の重大事態の定義として 2 つ掲げているところ、まとめて記載している。

「市・教育委員会が実施する施策」の「組織に関すること」については、法 14 条第 1 項、法第 14 条第 3 項及び法第 28 条第 1 項に基づき、それぞれ「石狩市いじめ問題対策連絡協議会」、「石狩市いじめ問題調査委員会」を設ける。構成委員はそれぞれ黒丸に示したとおりである。「いじめ問題調査委員会」の委員は、公平性・中立性を確保するよう努めることになっている。「学校が実施すべき施策」の「組織に関すること」については、法に基づき、既に校長・教頭を始めとした管理職等で「学校いじめ対策組織」が組織されている。この組織の役割は、いじめが起きにくい・許さない学校の環境づくり、いじめの相談や通報を受ける窓口の設置等となっている。

次に、「未然防止・早期発見に関すること」について、「市・教育委員会が実施する施策」は、「いじめ問題対策連絡協議会」での情報共有、道徳教育や人権教育の促進、家庭への啓発活動、各学校での「いじめ防止の取組集」の発信、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、いじめ通報ホットラインの設置、いじめ問題の取り組み等について教職員の資質向上のための研修の実施を掲げている。「学校が実施すべき施策」は、心の教育の充実、好ましい人間関係が保たれた学級作り、小中学校の丁寧な引継ぎや学年変更・転校があった際に人間関係を把握すること、教職員は多忙ではあるが休み時間において児童・生徒の些細な変化の把握、児童会生徒会主体の取組の支援、いじめの取組内容の保護者や地域への情報発信、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、教職員による児童・生徒の観察と情報交換、アンケート調査や個人面談の実施、児童・生徒へのいじめに関する相談窓口の周知を掲げている。

次に、「いじめの対応等に関すること」について、「市・教育委員会が実施する施策」は、いじめの報告があった学校への支援及び指示、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、事案の内容に応じ警察との連携、インターネットを介したいじめ対策の推進、いじめ防止の取組内容に対する学校評価と教員評価を掲げている。「学校が実施すべき施策」は、教職員によるいじめの認知や生徒・児童からのいじめの通報があった場合等に「学校いじめ対策組織」に報告し、全教職員

で情報共有を行うこと、被害者側への支援と加害者側への指導・助言等について組織的に対応すること、情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめに対する理解の促進に努めることを掲げている。

「重大事態への対処」について、事案が発生した場合には、学校は教育委員会に事案の報告を行う。学校による調査と教育委員会による調査の棲み分けについては、教育委員会の指導の下、どちらかが行うということになる。学校では、「いじめ対策組織」で調査し、その調査結果を教育委員会に報告する。これを受け、教育委員会は市長に報告する。教育委員会では、「石狩市いじめ問題調査委員会」による調査を実施し、市長に報告を行う。これらの報告を受けた市長は、重大事態への対処又は同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

以上で資料 2 の説明は終了する。

続いて、資料 3 の説明を行う。

石狩市の直近 5 年間のいじめの推移についての資料である。「いじめ認知件数の推移」は、平成 24 年度が小学校 32 件、中学校 36 件、合わせて 68 件の認知件数であった。平成 25,26,27 年度はそれぞれ資料のと通りの件数である。平成 28 年度は、小学校 50 件、中学校 12 件、合わせて 62 件であった。このように増減が著しい要因・背景として、平成 24 年度に関しては、前年に滋賀県大津市でいじめの事件があり、いじめの認知に対する意識が高まったものと考えられる。平成 28 年度に関しては、平成 27 年 8 月に文部科学省から、「小さいいじめあるいは兆候でも直ちに認知をして解消に努めるべき」という趣旨の指導があり、教職員において早期認知・早期解消に努めたためと考えられる。

「いじめ認知の学校数の推移」について、平成 24 年度は小学校 7 校、中学校 5 校、合わせて 12 校だった。本市の学校数は 21 校であり、半数を超える学校で認知があった。平成 25,26,27 年度と減少傾向が続いた。平成 28 年度は、小学校 9 校、中学校 5 校、合わせて 14 校だった。

「いじめ発見のきっかけ」について、本市では、小学校・中学校ともに学校でのアンケート調査が大半を占めている。本人からの訴えと当該生徒・児童の保護者からの訴えが小学校で 22 パーセントとなっており、アンケート調査と合わせて 94 パーセントを占めている。中学校では、アンケート調査 75 パーセントと保護者からの訴え 25 パーセントとなっている。なお、全国・全道における「発見のきっかけ」については、小学校・中学校ともにアンケート調査による発見が高い割合を示している。次に本人からの訴えとなっており、本市と若干の差異が見られる。

「いじめの態様」について、小学校・中学校ともに「冷やかしのからかい・悪口」が半分を占めている。小学校では、「仲間はずれ・集団によ

る無視」、「軽くぶつかられたり叩かれたり」と続く。中学校では、「パソコンや携帯電話で誹謗中傷」が２番目に多い。

「いじめられた児童生徒の相談状況」について、小学校・中学校ともに「学級担任に相談する」の割合が高く、「保護者や家族に相談する」が続く。「誰にも相談していない」が中学校で１名いた。

なお、上記の調査で認知されたいじめの解消状況について、平成 28 年度認知件数 62 件のうち 61 件が年度内に解消し、残り 1 件は平成 29 年 4 月半ばに解消している。

説明は以上である。

【小 鷹 部 長】 ただ今の説明に関し、何かご意見、ご質問等があれば発言を願う。

【田 岡 市 長】 なぜ改正になったのか。その背景は。

【小 鷹 部 長】 元となる法律が改正になったということか。

【鎌田教育長】 その通り。

【田 岡 市 長】 法改正の原因となった事象と同じ問題が石狩市でも起きているのか。

【佐々木部長】 石狩市でも同じ事象があるというわけではない。国からすると、いじめの報告がなかなか上がってこないが、何か明るみにでた時には既に大問題になっているということが繰り返されていた。そこで、例えば「いじめ」をもっと広く把握しなくてはならない等ということを基本方針の改定で盛り込んでいる。それを踏まえ、石狩市でも同一步調を取ったということである。

【鎌田教育長】 早期発見を目指しているため、認知件数も増えている。

【田 岡 市 長】 全国市長会の中でも、大津市の問題以降「今のままでいいのか」ということを、教育委員会行政の在り様の問題も含めて、議論が留まることなく続いた。担任の先生が悪いという話から、社会の根本から変えないといけないという話まで、いずれにしても今のままでは放っておけないというのが共通事項だった。今回国に動きがあり、速やかに石狩も仕組みを作っていこうということか。

【永 山 委 員】 文部科学省の方針で「けんか」や「ふざけ」もいじめに含むと定義が拡大されたということだが、以前はそれをいじめとは認識していなかつ

た、あるいは何かに照らしていじめではないということなのか。言い換えると、教職員個人の感覚でいじめの該当性を判断するスタイルだったのか、何か文面に照らして該当性の判断をしていたのか。

【開発センター長】 当初「けんか」はいじめとして馴染まないということだったが、「ふざけいあい・からかい」などの類も、重大事態に発展する可能性を否定できないとして、小さなことでもいじめとして積極的に認知をすべきというのが文部科学省からの通達内容である。これを踏まえて学校でも意思統一を図りながら認知をしていく。その結果、平成 28 年度は認知件数 62 件という数字になっている。

【田 岡 市 長】 いじめの定義を改正前に作ったのはいつか。

【佐々木部長】 今ここでははっきりとは分からないが、既に 3 回程度変わっている。最初はいわゆる一般的な「いじめ」のイメージだったが、今は通常の人間関係の中で嫌な思いをしたら、それは「いじめ」と判断される。

【田 岡 市 長】 本人が身体的・精神的な苦痛を感じたら、それは「いじめ」だということか。そのように今回変わったということか。

【佐々木部長】 その通り。以前は「けんか」は「いじめ」とは違うという見方をされていた。

【田 岡 市 長】 いじめの定義は、「これはいじめではない」という校長や県教委・各自治体の教委等と、「これこそがいじめだ」という世間との論争の中で作られたのか。

【佐々木部長】 その影響はあると思われる。昨年だったか、被災地から避難してきた生徒が恐喝されるという事案が起きた際に、当初県教委は「いじめ」とは認定しなかった。そのような事例が起こるたびに、「これはおかしいのではないか」という世論が出てきて、いじめを広く捉えるという潮流になったと思われる。

【松 尾 委 員】 資料③「いじめ発見のきっかけ」に関して、アンケート調査がかなりの割合を占めているが、国や道はもっと多いのか。

【開発センター長】 道は、小学校がおよそ 68 パーセント、中学校がおよそ 53 パーセントである。国は、小学校がおよそ 55 パーセント、中学校がおよそ 39 パーセントである。

【松 尾 委 員】 アンケート調査で拾っていないものに関して、日常の学級の雰囲気等で担任教員が気付いたり、本人が何らかのシグナルを送ってくる等でいじめを把握する割合が低く見えるが、その点はどう捉えているのか。

【開発センター長】 およそ 7 割がアンケートでしか判明していない。学校生活の中で教職員は、「いじめられた」という子どもがいればその子どもは担任に伝えたり、その周りの子どもが「あの子はいじめられている」と担任に伝えたり、といったような情報が学校で掴めれば市教委にも連絡は来ることになっている。教職員も、休み時間や給食時間など学校生活の中で可能な限り子どもの些細な行動・言動を見逃さず、子どもが発する S O S に注意を払っている。教職員は多忙を極めている中、大変だと思うが、常にアンテナを張っている状況にある。

【松 尾 委 員】 なかなか見えにくい部分もあると想像する。

資料②の「学校が実施すべき施策」の「未然防止・早期発見に関すること」欄の、「人間関係の把握」や「児童生徒の些細な変化の把握」とあり、教職員は大変多忙だと思うが、このあたりで雰囲気を察知してもらえるようになると、学級の雰囲気も良くなると考えられる。

アンケートで分かるということも重要であり、関係者の努力で拾ってきているところもあると思うが、もう少し日常の中でアンテナが張られると良いのではないかと感じる。

【開発センター長】 年度初めに「いじめ発見のためのチェックリスト」を学校に提供している。只今松尾委員からご指摘があったとおり、巧妙ないじめ、教職員の目の届かない場所でのいじめがあるかもしれないため、休み時間等、教職員に児童・生徒の観察等のお願いをしている状況である。

【三 国 部 長】 資料③の「いじめられた児童生徒の相談状況」に関して、「学級担任に相談」のパーセンテージが一番高いが、件数はいくつか。

【開発センター長】 複数回答になっており、小学校が 64 件中 44 件、中学校が 14 件中 9 件である。

【三 国 部 長】 同じく資料③「いじめ発見のきっかけ」の件数は。

【開発センター長】 小学校の「学校でのアンケート調査」が 50 件中 36 件、中学校が 12 件中 9 件であり、「保護者からの訴え」が小学校で 50 件中 7 件、中学校で 12 件中 3 件となっている。

【三 国 部 長】 アンケート等のきっかけがあった後は、基本的に学級担任が親との接触や相談に乗っていくという流れか。

【開発センター長】 その通り。

【小 鷹 部 長】 協議事項 1 については、ここで終了する。

次に協議事項 2 「平成 30 年度からの土曜授業の実施」について、生涯学習部より説明を願う。

【照 山 参 事】 「平成 30 年度からの土曜授業の実施について」という 2 枚の資料を配布している。大きく 3 つの項目に分けている。1 番目は、「土曜日に関するこれまでの動き」、2 番目は「石狩市として土曜授業を検討する背景」、3 番目は「石狩市としての土曜授業の基本的な考え方」を説明している。

まず、1 番目「土曜日に関するこれまでの動き」について、地域に開かれた学校づくり等の考え方等から、平成 14 年に学校週 5 日制が導入され、土曜日が休みとされた。その後、学校の授業日数の増加等から土曜授業を実施する学校が増えてきているという状況である。

次に、2 番目「石狩市として土曜授業を検討する背景」について、平成 32 年度の学習指導要領の改正に伴い、小学校の外国語が教科化されることになり、年間の授業日数は増加する。石狩市はこれまで土曜授業を行っておらず、平日の授業のみで対応することは難しくなっている。このようなことから、各学校において、各教科の教育活動を適切に実施するために必要な年間日数を確保して、基礎・基本の知識及び技能を確実に習得させるということを狙いとして、土曜授業を実施することとした。

最後に、3 番目「石狩市としての土曜授業の基本的な考え方」について、実施期日は前期 1 回後期 1 回の年間 2 回を予定している。なお、実施期日は各学校において定めることとしている。日課及び対応は、児童・生徒の振替休業日は設定しないこととし、基本的には午前授業とする。給食は実施しない。なお、スクールバスは運行する予定である。教職員は通常勤務とし、週休日の振替は学校ごとに適宜設定する。土曜授業の内容は、各学校の実態を踏まえて決定する。基本的には各校の校長が教

育課程を編成する権限を有しているので、学校独自の行事を含めて、対応可能なかたちで進めたいと考えている。

【小 鷹 部 長】 ただ今の説明に関し、何かご意見、ご質問等があれば発言を願う。

【小 鷹 部 長】 特にご意見等がないようなので、協議事項２については、ここで終了する。

次に協議事項３「学校閉庁日の設定」について、生涯学習部より説明を願う。

【佐々木課長】 教職員の多忙化が社会問題化してきている中で、学校閉庁日の実施については、本年８月に文部科学省が出した「学校における働き方改革にかかる緊急提言」でも盛り込まれている。石狩市教委としては、学校閉庁日を実施することにより、教職員が安心して休暇を取得できる環境を整え、心身の健康増進及び休暇取得の促進を図ることを目的とし、各学校に閉庁日を設定するよう依頼するものである。

閉庁日の教職員の服務については、年次有給休暇の取得、週休日の振替など、職員の実情に合わせた取扱いとなるが、前述の土曜授業との関わりも考えられる。土曜授業を実施して、多忙のために振替休暇が取得できない場合は閉庁日に振替休暇を充てることが可能となる。

閉庁日の期間については、夏季休業・冬季休業期間の中での設定を念頭においているが、詳細については学校事情も勘案しながら、今後校長会と調整を行い執り進めたいと考えている。

【小 鷹 部 長】 ただ今の説明に関し、何かご意見、ご質問等があれば発言を願う。

【田 岡 市 長】 閉庁日を制度として作ると、精神的にはその日は安定するが、そこでカモフラージュされる心配はないか。

【鎌田教育長】 教職員の勤務状況を鑑みると、やらざるを得ない状況にあるのは事実である。

【田 岡 市 長】 どんな理由であれ、休みを作る必要があるということか。

【鎌田教育長】 現状は休みたくても休めないため、環境を整える必要がある。色々な知恵を全国でも取り入れている。閉庁日は札幌市が夏季休業の部分で先行してやり始めた。

【田 岡 市 長】 閉庁日は何日間設ける予定か。

【鎌田教育長】 札幌市の例だと、1日から3日間で学校が自由に設定できるが、ほとんどの学校が3日間設定したと聞いている。

【小 鷹 部 長】 連続した3日間か。

【鎌田教育長】 連続している。連続して休まないと意味がないと考える。

【田 岡 市 長】 結局、補完する体制がないから休めないのではないか。市役所では、課や係があり、一日休んでも事務に支障がないようになっている。教職員はこのままでは休めない。現状は休暇をとる場合は教職員の中でやりくりしているのか。

【鎌田教育長】 その通り。教職員の協力の中でやりくりをしている。

【照 山 参 事】 実際に教職員の体制を見てみると、例えば小学校であれば、6学年で6学級として、副担任が2人いるくらいの体制である。1人担任が休暇をとれば1人副担任がフォローし、空いているもう1人の副担任が、他の担任の病欠等をカバーするために控えているというような状況である。中学校では教科ごとになるため、各教科の教員同士でやりくりをしている状況である。

【田 岡 市 長】 学校の中でやりくりしていて、石狩市全体の中でやりくりするという仕組みにはなっていないということか。

【鎌田教育長】 市全体でカバーするというのは現実的ではない。管理者がそれぞれ違う。

【田 岡 市 長】 現実的ではないかもしれないが、「学校支援センター」のようなものに教職員OBがいれば、うまく教職員の休暇の取得をフォローできるのではないかと思う。

【小 鷹 部 長】 協議事項3については、ここで終了する。
次に「その他」として、何かご意見等があればご発言を願う。

【田 岡 市 長】 先日テレビで文字の読めない成人・就業者が全国で何十万人かいると報道していた。ひきこもり等の何らかの理由で教育を受ける機会がなく

て、字がかけない、掛け算割り算ができない、したがって生活保護を受けても買い物にも行けない、物の価値観が理解できないという場合に、夜間中学に通う人が増えているというものだった。石狩市にもそういうケースがあるのかは実態調査をしていないので分からないが、教育を受けていない人への支援策とそういう人を生まないための予防策を、市教委と市長部局との連携で検討しなくてはならない。この場に生活保護事務の経験者はいないか。実態として、石狩市にも教育を受ける機会がなくて困っている人はいるのか。

【市川主任】 昨年度まで生活保護担当だった。そのようなことで困っている方はいる。不登校の子がいる世帯も多い。情報の共有は市教育センターと行っている。

【三国部長】 現在家庭生活支援員が支援しているケースは、こういう事情をもった世帯が多い。不登校であったり、発達障害が絡んでいたりと、家庭内でのコミュニケーションに課題があったり様々であるが、学習支援という名目で、実際には家庭そのものを支えるという役割を果たしている。ただし、拒否感を持たれるケースもある。

【門馬委員】 札幌では夜間中学校、遠友夜学校を設けている。そこに集う人は「学ぶ機会が無かったが学びたい」という意思をもっているため、意欲もあるし成果も出せると考えられるが、今三国部長が言ったように、拒否感を持っているケースは、支援が困難である。

【三国部長】 若い世代のケースでは、離婚や結婚を繰り返すことにより、その子の保護者たる人が他の家庭にいて、一つの家庭内で解決しない場合もある。家庭内での折り合いが悪くなれば、子が他の家庭の保護者のところに行くこともあり、行政側からの援助は難しい場合も出てくる。行政を越えた半官半民の相談員を、どれだけ家庭と接点を持たせられるかというのが最後のセーフティネットとなっているケースもある。

【鎌田教育長】 不登校の生徒の中学校卒業後の進路については、通信制の高校が多いようだが、それが全部であるか、実態はどうなっているかという点の情報は把握しきれていない。義務教育終了後の実態把握を、どう埋めていくかが問題である。

【田 岡 市 長】 これからの課題となる部分である。生活保護対策でもあるが、現にいる困っている人にどう対応するかが問題である。教育というのは、本人にやる気がなければ効果がないため難しい。

私としては新たなケースだと思ったが、実は昔からあるケースだと理解した。

【小 鷹 部 長】 大体意見も出尽くしたようなので、これをもって第2回総合教育会議を終了する。長時間に渡り、ご協議いただき感謝する。

(閉 会)

平成 29 年 12 月 26 日

署名委員

山本 由美子
